

八代市監査委員公告第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成27年 11月 2 日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 藤 崎 智

八代市監査委員 上 村 哲 三

定期監査結果に対する
措置状況報告書
(平成 27 年 11 月)

八代市監査委員

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建設政策課東陽建設地域事務所
監査対象年度 平成24年度
監査実施期間 平成25年4月22日 ～ 平成25年5月1日

指摘事項	前年度までに確定している平成24年度に係る占用料の調定が平成25年2月20日に起票されており、事務が遅れが見られます。年度の早期に業者間と占用物件に関する資料の突合を行い、速やかに調定が計上できるよう、道路占用物件及び法定外公共物の台帳管理を行ってください。
改善内容	道路及び法定外公共物占用物件の管理台帳を作成し、占用料については、年度初めに調定し、納入通知書を送付するように改善しました。今後は、八代市道路占用料に関する条例、八代市会計規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

八市教生第 477 号
平成 27 年 7 月 2 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 教育部 生涯学習課
監査対象年度 平成 25 年度
監査実施期間 平成 26 年 1 月 21 日 ～ 平成 26 年 1 月 29 日

指摘事項	<p>1 行政財産の使用許可について、使用許可の手続きが行われていないもの、調定及び納入通知が行われていないもの、使用料と実費徴収金の取り扱いが区別されていないものなどが散見された。</p> <p>八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例、八代市会計規則等に基づき、適切な使用許可、使用料算定、調定及び使用料の納入通知を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>1 行政財産の使用許可については、平成 26 年度中に全ての案件について状況確認を行いました。</p> <p>平成 27 年度より、使用許可の手続き、調定及び納入通知、使用料の算定などについて、八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例、八代市会計規則等に基づき適正に事務を行うよう改めました。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水 道 局
監査対象年度 平成 2 5 年度
監査実施期間 平成 2 6 年 9 月 2 2 日 ～ 平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日

指摘事項	<p>1 簡易水道使用料の滞納分について、時効期間経過後に時効の援用がないままに不納欠損処分が行われていた。簡易水道使用料は私債権であるため、時効期間が経過しても時効の援用がなければ債権は消滅せず、不納欠損処分を行うことはできない。今後の決算において、簡易水道使用料の未収入金の取扱変更を検討していただきたい。</p> <p>2 簡易水道使用料の検針、電算処理、調定の一連の事務について、ミスや手続き漏れが散見され、使用料が過納となったケースがあった。該当する利用者に対しては還付が行われていたが、ミスや手続き漏れを未然に防ぐことが肝要である。利用者の不利益が発生しないように水道料の検針、電算処理、納付書の発行、調定、収納確認等の事務について、チェック体制を強化していただきたい。</p>
改善内容	<p>1 時効期間が経過した未収金について、平成 26 年度は収入未済扱いとし不納欠損処理は行いませんでした。今後は適正な債権管理を行います。</p> <p>2 指摘があった使用料の過納については、毎月データを抽出し確認を行うように改善しました。今後は、利用者の不利益が発生しないように各種事務等のチェック体制を強化していきます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 契約検査課
監査対象年度 平成 2 5 年度
監査実施期間 平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日 ～ 平成 2 6 年 1 1 月 1 1 日

指摘事項	<p>歳入歳出外現金である契約保証金は複数の関係課が取り扱いを行っているが、契約保証金全体の状況が把握されていなかった。</p> <p>契約保証金は契約相手方が契約上の義務を履行したときに還付する預かり金である。契約事務を総括する契約検査課が把握管理を行い、契約保証金全体の状況の把握のための具体策を検討していただきたい。また、関係課の記録と財務システムとの定期的な照合を行い、適正な保管管理に留意していただきたい。</p>
改善内容	<p>契約保証金全体の状況を把握するため、監査対象となった平成 2 5 年度中に契約保証金を出入した契約案件を抽出し、財務システムとの突合作業を行い、還付もれ等がないことを確認しました。</p> <p>また、財務システムの中には、他課で行う随意契約に伴う契約保証金の出入履歴も見られましたが、これについては、随意契約を締結した各々の課で保管管理を行っているものであるため、今後、管理の徹底を周知していくとともに、契約検査課においても定期的に各課へ照会をし、財務システム上の残高と照合することにより、契約保証金全体の状況把握と適正な保管管理を図るよう改善しました。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課
監査対象年度 平成25年度
監査実施期間 平成27年1月6日 ～ 平成27年2月4日

指摘事項	<p>1. 八代市社会福祉協議会運営補助金について、年度末に概算払に対する補助金精算が行われていたが、補助金確定の経緯及び精算額の根拠が不明であった。 補助金の確定は、実績報告書等の必要書類の精査により行うべきものであり、概算払を行っている場合は、その確定に基づき精算を行わなければならない。 適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p> <p>2. シルバーワークプラザの管理運営委託について、契約業務は夜間に限定した会議室貸出受付及び使用料徴収等であったが、業務の対象外である日中に使用料徴収が行われていた。 委託事業は契約内容に基づき行わなければならない。また、夜間委託に関しては平成25年度の貸出実績がないことから、業務委託の必要性は低いと考えられる。 この施設の管理運営業務について、実態を把握し適切な方法を検討していただきたい。</p>
------	---

改善内容	<p>1. 指摘のあった八代市社会福祉協議会運営補助金の精算については、平成27年4月1日付けで「八代市社会福祉運営補助金交付要領」を改正し、実績報告の提出及び補助金確定額が既交付額を超過した場合の返還を求める内容の規定を設け、補助金の精算を行うよう改善しました。</p> <p>今後は、当該交付要領に基づき、適正な補助金交付事務を行います。</p> <p>2. 指摘のあったシルバーワークプラザの管理運営委託に係る、日中の会議室貸出受付及び使用料徴収業務については、平成27年4月1日から委託契約を締結し、当該施設の使用料徴収業務を契約書に明記しました。</p> <p>また貸出実績が少ない夜間（平日の17時から22時まで）の会議室貸出受付及び使用料徴収業務については、平成27年4月1日から、常時の業務従事者を利用申請に応じた業務従事者とし、実績に基づく委託料の支払いとするよう、契約内容の見直しを行いました。</p> <p>今後は、利用実態を把握し、施設の開館時間の変更も含め、適切な管理運営の方法を検討します。</p>
------	---

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康推進課（はつらつ健康課）
監査対象年度 平成25年度
監査実施期間 平成27年1月6日 ～ 平成27年2月4日

指摘事項	高齢者食生活改善地域支援事業委託において、委託料の積算根拠が不明瞭であった。また、主要事業である講習会実施の際に、要項どおりの参加者負担金が徴されていないものがあった。事業委託にあたっては、積算根拠を明らかにするとともに、契約時に事業量が確定しない場合は、実績報告に基づいた精算を行うべきである。また、参加者負担金は市が作成した要項に基づき徴収しなければならない。契約方法を検討し、適正な事務に努めていただきたい。
改善内容	平成27年度契約において、委託金額については前年度実績による積算を行いました。また、事業量が確定しないものについては、実績報告に基づいた精算を行う内容としました。講習会参加者負担金については、今後規定どおりの金額を徴収します（会員に周知済）。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 広報広聴課
監査対象年度 平成26年度
監査実施期間 平成27年4月20日 ～ 平成27年5月19日

指摘事項	<p>① ケーブルテレビ使用料において、平成25年度決算時に収入未済額及び還付未済額の確認が不十分であったことにより、平成26年8月に賦課誤りや重複納入を理由とした歳出還付を行ってあった。また、その際に必要となる過年度調定の変更処理が行われていなかった。年度終了時には、最終確認により収入未済額・還付未済額を確実に把握して決算を行う必要がある。</p> <p>賦課及び収納状況は定期的な確認を行い、過誤納については適時適切な事務処理を行っていただきたい。また、調定等の歳入事務手続きについては会計事務の手引き等に基づき、適正な事務に留意していただきたい。</p> <p>② ケーブルテレビにおける配信手数料については、市と業者間の契約に基づき手数料を受領しているところであるが、業者から誤って多く納入された分に対し、正当な金額との差額分の追加調定を行い、歳入として受け入れてあった。</p> <p>契約に基づかない歳入金を受け入れることはできない。</p> <p>還付手続きによる還付を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 歳出還付に伴う調定の増減を行い、過年度調定の変更を行いました。</p> <p>指摘のあった賦課及び収納の定期的な確認は、毎月及び決算時において月別単位で調定と収納を確認し、過誤納については、判明時点で還付充当処理を行うこととしました。</p> <p>また、調定等の歳入事務は、会計事務の手引き等に基づき処理するよう改善することとしました。</p> <p>② 還付手続きによる還付を行い、調定を減額しました。</p> <p>指摘のあった契約に基づかない歳入金の受け入れについては、今後、受け入れしないように取り扱います。</p>